

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.2

インド法務の入口 一事例から学ぶデジタル個人データ保護法

2025年12月

1 はじめに

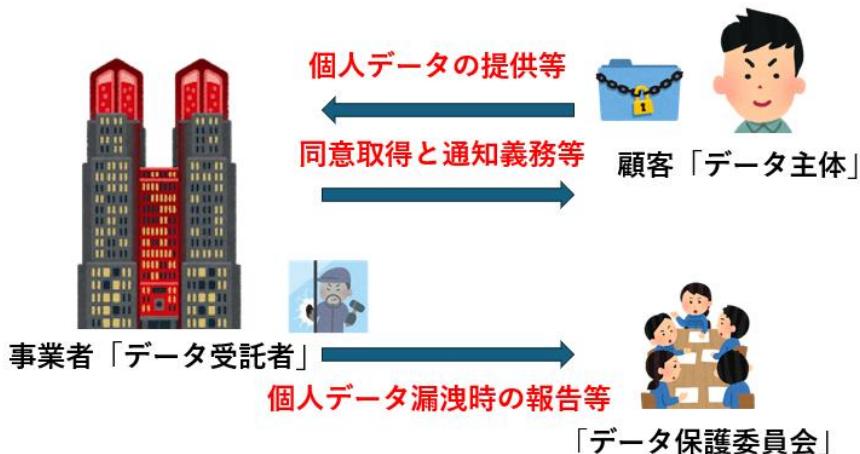
2025年11月12日号JCCIIニュースレター「インド法務の入口 – 日系企業のための最新トピックガイド」のアンケートにて、次回のトピックとして、2023年デジタル個人データ保護法(Digital Personal Data Protection Act, 2023。以下「DPDP法」といいます。)の紹介を求める声が多数を占めておりましたので、本ニュースレターでは DPDP 法を、適宜 Q&A の形式を交えつつ、わかりやすく解説したいと思います。

2025年11月14日、2025年デジタル個人データ保護規則(Digital Personal Data Protection Rules, 2025。以下「DPDP 規則」といいます。)が公表されました。DPDP 規則は、2023年8月に成立した DPDP 法の実務的な運用方法を具体的に示すものです。

今回明らかとなった施行スケジュールによると、インドで事業を展開する日系企業の実務に影響を与える主要な規定は、2027年5月14日に施行されます。今後、日系企業は、自社の事業内容・データの取扱実態との関係で必要となる対応について計画的かつ着実に準備していく必要があります。

2 DPDP 法の主要な用語の関係性

最初に、DPDP 法を理解するための出発点として、データ主体(個人データによって特定される個人のことをいいます。)、データ受託者(個人データの利用目的等を決める主体のことをいいます。)等の主要な用語の関係性を以下に示します。



在インド日本大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.2

3 施行スケジュール

	施行のタイミング	主な規定
Phase1	2025/11/14	定義、データ保護委員会の設立等に関する規定
Phase2	2026/11/14	同意管理者 ¹ の登録や義務等に関する規定
Phase3	<u>2027/5/14</u>	<u>DPDP 法・同規則の実体的な枠組みに関する規定</u>

4 DPDP 法の適用範囲

DPDP 法は、デジタル形式で収集された個人データ又は非デジタル形式で収集された後にデジタル化された個人データがインド国内で処理(取得、保有、開示等のことをいいます。)される場合に適用されます。ただし、データ主体自身によって公開された個人データについては、適用はありません。

また、インド国外でデジタル個人データが処理される場合であっても、その処理がインド国内のデータ主体に対する製品やサービスの提供に関連して実施される場合には、同法が適用されるため注意が必要です。

Q 個人である X 氏が、自身の見解をブログに投稿する過程で、ソーシャルメディア上に個人データを公開した場合、DPDP 法は適用されるか？

A X 氏自身によって個人データが公開されているため、DPDP 法は適用されない。

5 同意取得と通知義務

デジタル個人データを処理する場合、「特定の正当な利用」に該当する場合を除き、データ主体から、その個人データの処理に関して同意を取得する必要があります。なお、データ主体の同意は無制限に及ぶものではなく、個人データの処理目的に照らして必要な範囲の個人データにのみ及びます。

また、同意を取得する前に、取得する個人データの内容や当該個人データの処理目的等を通知することが義務付けられています。なお、DPDP 法施行前に、データ主体からデジタル個人データの処理に関して同意を取得していた場合であっても、DPDP 法施行後、合理的に可

¹ データ主体が自己のデータの同意を、まとめて管理、変更、撤回できる窓口として機能する者をいいます。

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.2

可能な限り速やかに、データ主体に対して個人データの内容や当該個人データの処理目的等の通知を行うことが義務付けられています。

Q 個人である X 氏は、Y 社が運営するオンライン診療アプリをダウンロードし、Y 社が X 氏に対し、(i)オンライン診療サービスを提供するための個人データの処理、及び(ii)携帯電話の連絡先リストへのアクセスについて同意を求めたところ、X 氏は両方に同意した。X 氏の同意は、(i)及び(ii)の両方に及ぶか？

A (i)には及ぶが、(ii)には及ばない。データ主体の同意は、個人データの処理目的に照らして必要な範囲の個人データにのみ及ぶ。(ii)携帯電話の連絡先リストはオンライン診療サービスの提供に必要ではないため、同意は(i)オンライン診療サービス提供のための個人データ処理にしか及ばない。

Q 個人である X 氏は、DPDP 法施行前に、電子商取引サービス提供者である Y 社が運営するオンラインショッピングアプリにおける自身の個人データの処理について同意した。DPDP 法施行後、Y 社は X 氏に通知を行う必要があるか？

A 通知を行う必要がある。DPDP 法施行後、Y 社は、合理的に可能な限り速やかに、電子メール、アプリ内通知、その他の効果的な方法により、個人データの内容及びその処理目的等を X 氏に提供しなければならない。

6 データ受託者の義務

データ受託者は、個人データの侵害(漏えい等を含みます。)を防ぐための合理的なセキュリティ対策を整備する義務を負い、個人データの侵害が発生した場合、当該データ主体及びデータ保護委員会に対し、当該個人データの侵害について通知を行う義務を負います。

Q データ受託者は、個人データの侵害を防止する合理的なセキュリティ対策についてどのような義務を負うか？

A データ受託者は、個人データの暗号化、アクセス制御、不正アクセス監視、データバックアップ、ログ及び個人データの保管等のセキュリティ対策を行う義務を負う。

Q 個人データの侵害時、データ受託者はデータ主体とデータ保護委員会にどのような通知をしなければならないか？

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.2

A データ主体に対しては、遅滞なく、①侵害の内容(侵害の性質、程度、時期等)、②同主体に対する潜在的な影響、③データ受託者が実施したリスク軽減措置、④データ主体に対する安全対策、⑤データ主体からの問い合わせに対応可能な連絡先、を通知しなければならない。

一方、データ保護委員会に対しては、①遅滞なく、侵害の内容(侵害の性質、程度、時期等)を通知するとともに、②侵害を認識してから 72 時間以内又はデータ保護委員会が定めた期限までに、(i)侵害の内容に関する最新の詳細な情報、(ii)侵害に至った経緯等、(iii)リスク軽減のために実施した又は検討している措置、(iv)侵害を起こした者に関する調査結果、(v)侵害の再発防止のために講じられた措置、(vi)データ主体に対して行った報告、を通知しなければならない。

7 未成年者等の個人データに関する規制

データ受託者は、教育機関による未成年(満 18 歳に達していない個人をいいます。)の行動監視等の一定の例外を除き、未成年者等の個人データを処理する前に、親権者等の「検証可能な」同意を取得する必要があります。これにより、親権者等の同意をチェックボックス形式で確認する方法は、適法な確認手続としては認められなくなります。

Q C は未成年、X 氏は親権者、Y 社はデータ受託者である。Y 社は、自身のオンラインプラットフォーム上で、C の個人データを処理することにより、C のユーザー アカウントを作成しようとしている。Y 社は、C のユーザー アカウント作成のために何を行う義務を負うか？

A Y 社は、X 氏から同意を取得する際に、政府が公式に発行した身元・年齢にかかる情報、又は身元・年齢に紐づけられたデジタルトークンを参照して、X 氏が特定可能な成人であることを確認する義務を負う。

8 個人データのインド国外への移転

DPDP 規則は、DPDP 法に基づきデータ受託者が処理する個人データは、インド国外へ移転することができる、との原則を明記しています。一方で、データ受託者が、①外国や、②外国の支配下にある個人や団体等に対して個人データを提供する場合、中央政府が定める要件(現時点では未定です。)を遵守しなければならないとしています。中央政府が定める要件の内容によっては、日系企業を含む域外事業者に与える影響は小さくないことから、引き続き、中央政府の動向に注視する必要があります。

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.2

9 アンケート回答(無記名)のお願い

本ニュースレターを最後までご覧いただき、誠にありがとうございました。本ニュースレター及び大使館での今後の企画の参考とさせていただくため、下記リンクより無記名のアンケートに御協力くださいますようお願いいたします。

[アンケートはこちらから](#)

10 バックナンバー

◆在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレターVol.1

「インド法務の入口 – 日系企業のための最新トピックガイド」

掲載先:[インド日本商工会ニュースレター\(2025年11月12日号\)](#)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じ、インド法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本ニュースレターに記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、在インド日本国大使館又は執筆者が所属する事務所の見解ではありません。

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.2

執筆者

弁護士法人御堂筋法律事務所 東京事務所
パートナー弁護士
岡本直己

米国留学、シンガポールの法律事務所での勤務の経験を有し、国際法務、M&A、個人情報保護法分野を得意とする。



TMI 総合法律事務所

弁護士 本間 淳

主な取扱い分野はインド法務、知的財産、国際取引等。インド法務についての執筆やセミナーも積極的に行っている。2025年1月から Trilegal(デリーオフィス)に出向。現在、AKM Global(グルガオンオフィス)に出向中。



同 大阪事務所

弁護士 石井洋輔

米国留学、大手鉄鋼メーカー法務部の出向経験を有し、M&A、海外進出、コンプライアンス、労務管理など幅広く手掛ける。
現在、インド(デリー)の大手法律事務所に出向中。



お問い合わせ

在インド日本国大使館(飯田) E-mail: jpemb-economic@nd.mofa.go.jp

岡本直己弁護士 E-mail: nokamoto@midosujilaw.gr.jp

石井洋輔弁護士 E-mail: yishii@midosujilaw.gr.jp

本間淳弁護士 E-mail: Jun_Homma@tmi.gr.jp